

## 医療費控除について

平成29年分の申告から、医療費の領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除を受ける方は事前に明細書を作成してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、記入の一部を省略できます。

※領収書は5年間保管してください（税務署から記載内容の確認を求められる場合があります）。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類です。

※医療費通知に反映されていない月分の医療費については、該当月分の医療費控除の明細書を作成し、医療費通知と併せて申告書に添付してください。また、医療費通知には、申告年の前年分の医療費が記載されている場合がありますので、申告の際はご注意ください。

※本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付（相談）のお知らせ」の2頁も併せてご覧ください。

※医療費控除の明細書は国税庁ホームページや「所得申告受付（相談）のお知らせ」の4頁に掲載しています。

## 熊谷税務署からのお知らせ

熊谷税務署 ☎521・2905 ※自動音声案内で「2」を選択してください。

## 国税庁ホームページで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、ご自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できます。作成した確定申告書はe-Taxで送信、または印刷して郵送等により提出できます。「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

## ▶e-Taxで確定申告する場合

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、IDとパスワードを入力すればe-Taxで確定申告ができます。操作方法やID・パスワード方式以外の申告方法は、ヘルプデスクへお問い合わせください。

## ▶e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570・01・5901

※月～金曜日（祝日を除く）

※受付時間は国税庁ホームページをご確認ください。

## 関東信越税理士会熊谷支部無料相談会場の開設

## ▶期間

2月17日(月)～3月10日(火)

※土・日曜日を除く。

## ▶時間

午前9時15分～11時、午後1時～3時

※混雑状況によって、早期に終了する場合があります。

## ▶場所

キララ上柴内 L・フォルテ ハナミズキ  
(深谷市上柴町西4-2-14 アリオ深谷3階)

## ▶対象

熊谷税務署管内の方で次のいずれかに該当する方

○給与所得で医療費控除の申告をする方

○令和元年中の退職などで年末調整を受けていない方

○公的年金等を受給している方

○給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけの方

## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

## ▶期間

2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日を除く。2月24日(月・休)、3月1日(日)は開場。

相談受付 午前8時30分～午後4時（提出は5時まで）

相談開始 午前9時～

○申告書の作成は時間を要しますので、早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。相談が午後5時を過ぎると、再度お越しいただく場合があります。

○混雑状況によって、早期に終了する場合があります。

## 申告と納税の期限等

	申告期限・納期限 (※1)	口座振替日 (※2)
所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月21日(火)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(火)	4月23日(木)

※1 納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納期限までにお近くの金融機関で納付してください。

※2 振替納税は、申告期限までに申告書を提出した方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、振替口座を変更される方、転居等により所轄税務署が変わった方は、申告期限までに「口座振替依頼書」を提出してください。

## 納税証明書を請求される方へ

2月、3月は確定申告期間のため、数多くの申告書が提出されることから、令和元年年分の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、申告書控（電子申告を利用して確定申告された場合は「送信票」）および納税したときの領収証書（原本）をお持ちください。なお、スマートフォン等を利用したオンライン請求が便利です。交付請求手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。



## 町・県民税の申告相談

## 期間

2月17日(月)から3月16日(月)まで

## ■申告相談日程表

相談日	地区	対象区
2月17日(月)	折原	折原上郷・折原下郷・上平下小路・立原
18日(火)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
19日(水)	用土	用土6・7・8・9・10
20日(木)		用土1・2・3・4・5・11・12
21日(金)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
24日(月・休)	全地区	町内全地区（平日に都合がつかない方等）
25日(火)	男衾	男衾上郷南・男衾上郷北
26日(水)		男衾下郷・塚越
27日(木)		赤浜
28日(金)		牟礼・今市・中郷
3月1日(日)	全地区	町内全地区（平日に都合がつかない方等）
2日(月)	市街地・西部	茅町・花町・六供
3日(火)		本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
4日(水)	西部	本宿・末野2・3・4
5日(木)		常木・菅原
6日(金)		立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
9日(月)	鉢形	木持・上の町・内宿・関山
10日(火)		上の原・露梨子
11日(水)	桜沢	本村・岩崎・中小前田
12日(木)		山崎・南飯塚・上組
13日(金)	全地区	町内全地区
16日(月)		町内全地区

▶受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

▶申告会場 役場6階会議室

## ■申告相談に必要なもの

- 認印(朱肉をつけて押すもの)
- 給与や年金の源泉徴収票の原本
- 事業および不動産所得がある方は収支内訳書
- 各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- 寄附金控除を受ける方は、控除証明書等(ワンストップ特例制度を利用した方でも申告する際には必要となります)
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
- 税務署から申告書、確定申告のお知らせはがきが送られてきた方は、その申告書、はがき
- 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- 本人確認書類およびマイナンバーカード等
- 利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの(確定申告のお知らせはがき、前年税務署にて確定申告した方は申告書の控え等)

期間内に忘れずに申告を済ませましょう。本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付（相談）のお知らせ」も併せてご覧ください。

☎ 税務課 ☎581・2121内線154～156)

## ■申告相談その前に 税務課からお願い

令和元年年分の申告から、利用者識別番号が必要となります。12月4日、11日に、役場で熊谷税務署職員による利用者識別番号の発行を受けた方は、当日発行または後日郵送された番号の発行票を必ずお持ちください。お持ちでない方は、申告当日に会場で新たに取得していただけます。

## 次に該当する方は税務署で申告してください

- 分離課税所得（土地・建物・株式などの譲渡所得、先物取引等）があった方の申告
- 損失・損益通算等の申告
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）で平成31年・令和元年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- 外国在住の方を扶養親族とする申告
- 死亡した方の申告（準確定申告）
- 申告書の本人控に受付印が必要な方の申告
- 過年分（平成30年分以前）の申告

## 源泉徴収票は必ずご持参ください

給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。ない場合は支払者から再発行を受けてください。

## 事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方へ

事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成したうえでご相談ください。収支内訳書が作成されていないと申告できません。

## 令和元年中に収入がなかった方へ

申告は原則不要ですが、医療、福祉等で行政サービスの適用を受ける方は住民税申告が必要となる場合があります。

## マイナンバーの記載および本人確認について

申告書には、申告者や配偶者等のマイナンバーの記載が必要です。また、本人確認書類（番号確認および身元確認）の提示または写しの添付が必要となります。

## 番号確認書類

⇒マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民票（マイナンバーが記載されたもの）等

## 身元確認書類

⇒マイナンバーカード、運転免許証や公的医療保険の被保険者証や年金手帳等

## その他

※居住地区の相談日に都合がつかない方は、別日でも申告を受け付けます。

※所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

※確定申告等についてご不明な点がある場合は、併せて国税庁ホームページもご覧ください。